

京都市訓令甲第 21 号

消 防 局

京都市消防局長専決規程の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 31 日

京都市長 松 井 孝 治

第 3 条第 23 号中「及び手数料」を「、手数料その他諸収入」に改め、同条第 31 号中「1,000,000 円」を「2,000,000 円」に改め、同条第 40 号中「、貸借」及び「、物品の譲渡、交換及び寄託の決定及び契約にあつては」を削り、同条第 67 号を同条第 68 号とし、同条第 60 号から第 66 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 59 号中「制限」の右に「並びに京都市火災予防条例第 29 条の 2 による火災注意報の発令」を加え、同号を同条第 60 号とし、同条中第 58 号を第 59 号とし、第 41 号から第 57 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 40 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 物品の貸借の決定及び契約に関すること。

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 59 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)